

平成 2 8 年度

高等学校における 特別支援教育の推進について



島根県教育庁 特別支援教育課

【島根県】

児童生徒在籍者数(小1～中3)と特別支援教育対象児童生徒数の推移

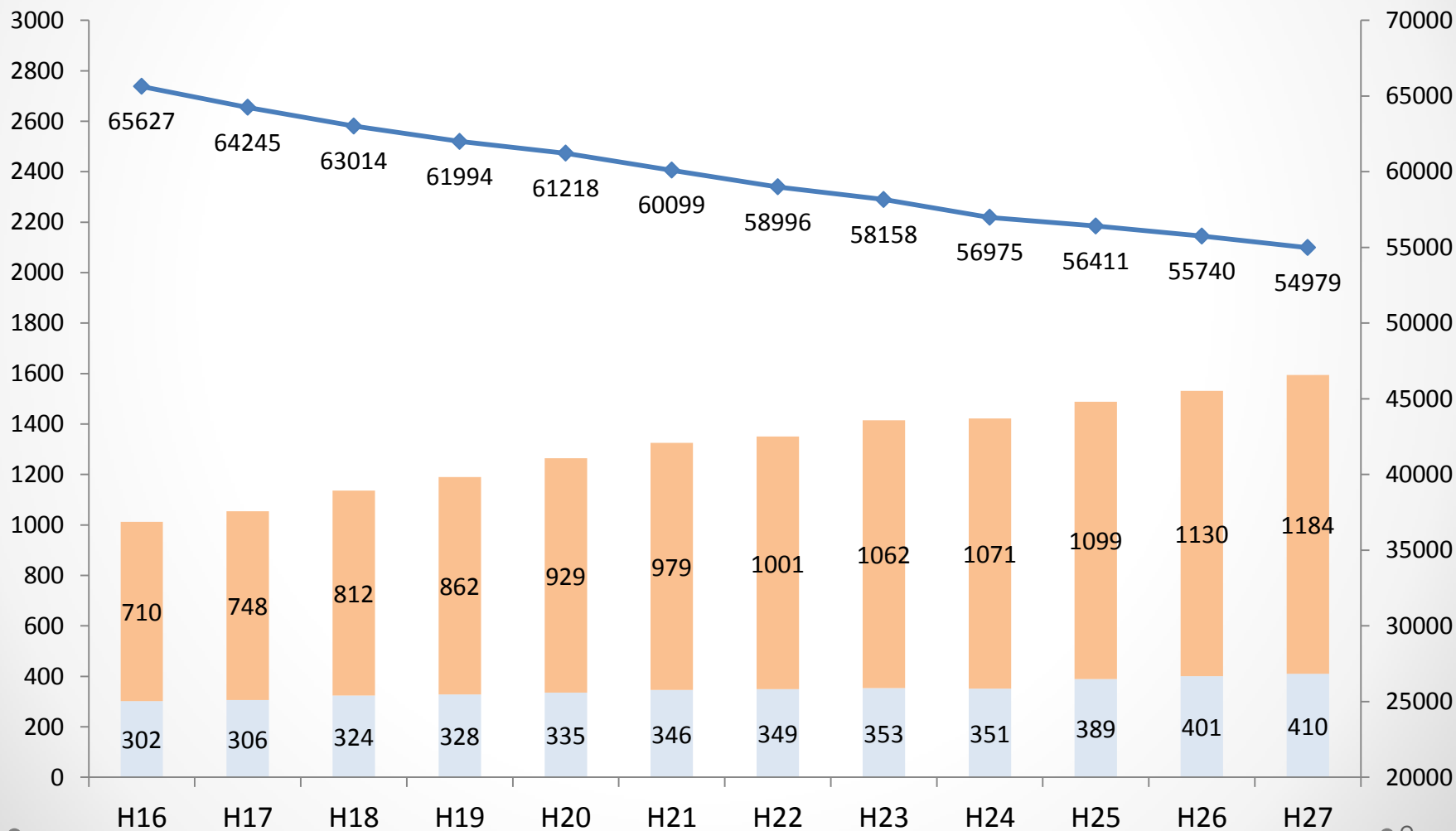
● 対象学校は、国・私・市町村立小中学校及び県立特別支援学校(小中学部)である

● 特別支援教育対象児童生徒数は、小中学校の通級による指導の対象者を除く

特別支援学校

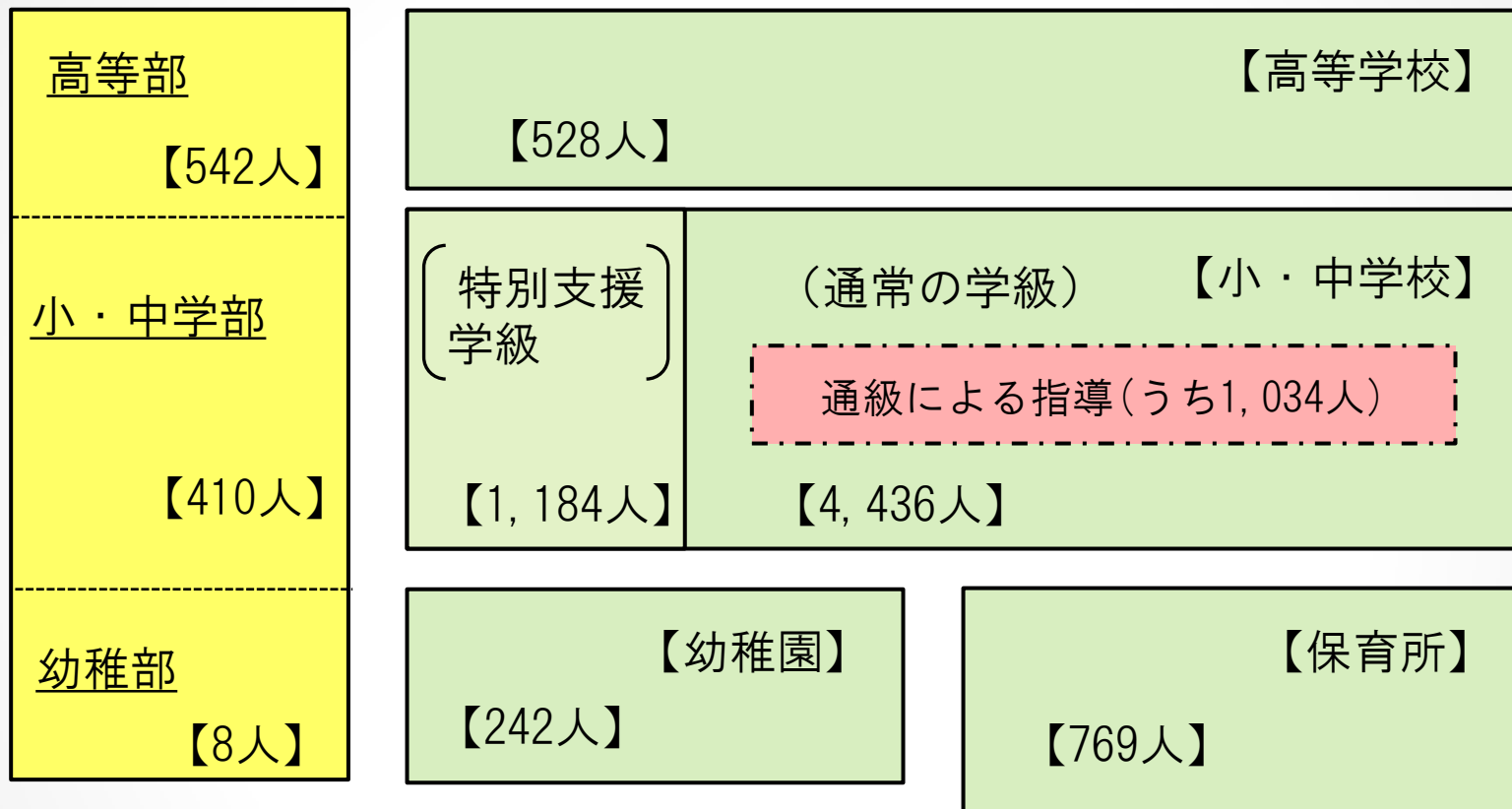
特別支援学級

義務教育対象児童生徒数



特別支援教育の様々な場

【特別支援学校】



- ※ 「通級による指導」とは、小・中学校の通常の学級に在籍し、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、必要に応じた特別の指導を特別の場（通級指導教室）で受ける教育形態。
- ※ 保育所・幼稚園・小学校・中学校・高等学校の通常の学級にも、発達障がいを含め、障がいのある幼児児童生徒が在籍している。【平成27年度調査結果】

【島根県】

平成27年度 特別支援教育体制整備状況

(単位：%)

項 目	幼稚園	小学校	中学校	高等学校
校（園）内委員会の設置	97.1	99.5	99	94.6
実態把握の実施	97.1	97.6	99	94.6
コーディネーターの指名	100	100	100	100
個別の指導計画の作成	48.6	92.4	90.8	29.7
個別の教育支援計画の作成	30	73.8	72.4	18.9
巡回相談の活用	94.3	90	81.6	62.1
専門家チームの活用	84.3	75.7	74.5	35.1
教員研修の受講	94.1	95.5	91.3	82.5

高等学校での取り組み ①

- 特別な支援を必要とする生徒をはじめ、**すべての生徒**の教育活動における指導・支援
- どの生徒も**こぼれ落とさない授業づくり
- 個別の指導・支援が必要とされる生徒に対してできることは、**どの生徒**に対しても有効である。



わかる・できる授業での配慮

- 学習の見通し
- 発問や指示の出し方
- 板書の工夫
- 時間の工夫
- 動きを取り入れた授業
- 教材の工夫 等

高等学校での取り組み ②

島根県

高等学校ソーシャルスキルトレーニング モデル事業

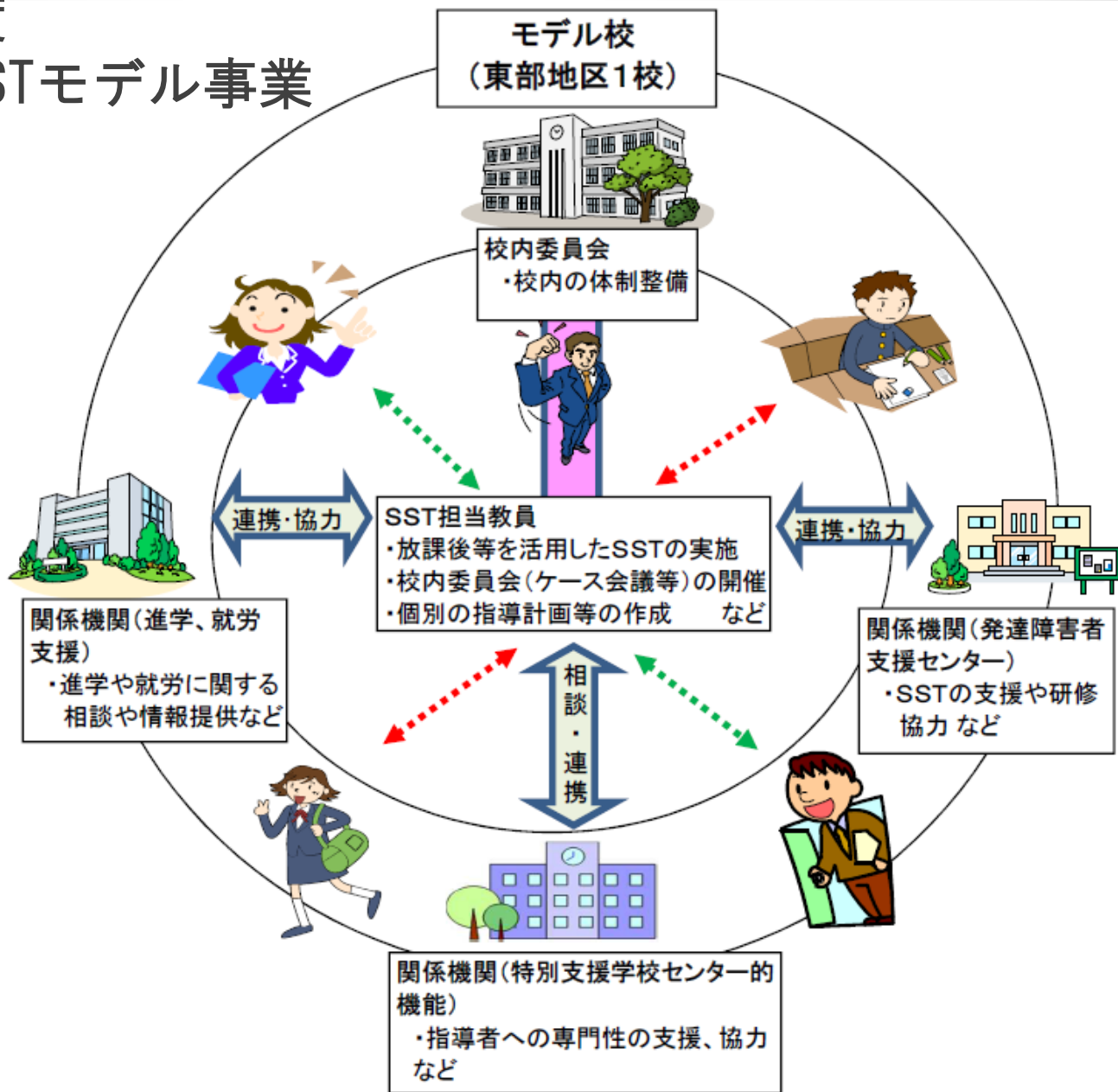
第1期(H25・26～松江工業高校定時制,浜田商業高校)

第2期(H27・28～出雲高校)

○高等学校に在籍する発達障がいのある生徒(可能性のある場合も含む)に対して、ソーシャルスキルトレーニング(以下「SST」)等を行うことで、社会性を身につけ学校生活をスムーズに送れるための支援方法について検証する。

○モデル事業評価委員会を設置し、事業に対する評価を行う。

平成28年度 高等学校SSTモデル事業



高等学校での取り組み ③

文部科学省委託事業

「高等学校における個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育」モデル事業

○自立活動等を取り入れた「**特別の教育課程**」の編成に関する研究および個々の能力・才能を伸ばす指導の充実に関する研究をとおして、高等学校における特別支援教育の充実を図り、障がいのある生徒の自立や社会参加を推進する。

個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育モデル事業

平成26年度予算額：129百万円（新規）

障害の状態の改善又は克服を目的とする自立活動等について、高等学校においても実施できるよう「特別の教育課程」の編成に関する研究とともに、障害のある生徒の主体的な取組を支援するという視点に立ち、その持てる力を高めるよう、教科指導等を通じた個々の能力・才能を伸ばす指導の充実に関する研究を実施し、高等学校における特別支援教育の充実を図る。

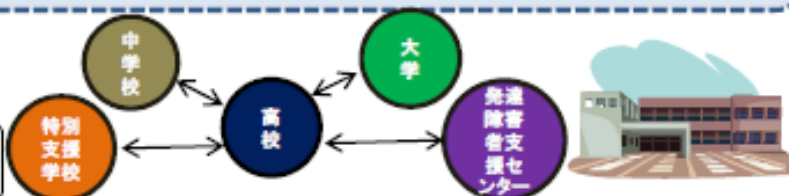
文部科学省

指定

【27地域（1地域当たり高校1校程度）】

【3カ年の研究指定】

- 1年目：教育課程の特例に向けた準備、一部試行的実施
- 2年目：教育課程の特例の適用、全体の試行的実施
- 3年目：2年目の実施結果を踏まえた改善・実施



① 運営協議会の設置

- ネットワークの構築**
・高校、中学校、特別支援学校、大学、発達障害者支援センター等によりネットワークの形成を図り、支援体制を構築。
- 生徒の実態把握**
・中学校からの引き継ぎ、諸検査の活用等により、生徒の障害の状態や特性、得意分野等の実態把握を実施。
- 必要な教育内容の検討**
・生徒の実態把握を踏まえた、自立活動の指導、得意分野を伸ばす教科指導など、教育課程全体の検討。

個別の教育支援計画・指導計画の作成

② 障害に応じた特別の指導

※教育課程の特例を適用（学校教育法施行規則第八十五条）

- 自立活動の指導**
・障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした自立活動の指導を実施。
- 教科・科目の補充指導**
・障害の状態に応じた各教科・科目の補充指導を実施。
- 自立活動等担当教員**
・自立活動などの障害に応じた特別の指導を担当する教員を配置。

合わせて年間1～8単位程度

③ 個々の能力・才能を伸ばす指導

- 一斉授業の改善工夫**
・障害のある生徒と、ない生徒が共に学ぶ一斉授業での、理解しやすい授業づくり、障害のある生徒への個別の配慮等。
- 能力・才能を伸ばす重点指導**
・障害のある生徒の得意分野を伸ばす教科指導の充実、指導上の配慮の検討。

外部人材等の活用

- ・大学教員・芸術家等の外部の専門家による専門的な指導
- ・大学・研究機関等の施設設備を活用した実験・実習等。

高等学校における特別支援教育の充実



自立活動により、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服
 (例) クラスの仲間とのコミュニケーションなど対人関係が困難。
 →自立活動の「人間関係の形成」に関する指導により改善

一斉授業等の中で、得意分野を更に伸ばす
 (例) 読むことは困難だけど、計算はズバ抜けている。
 →文章を図解するなど視覚化を重視した国語の一斉授業の改善
 (理解しやすい授業づくり)や、数学重点コースの設置など



文科省事業指定校 邇摩高等学校（3カ年）

【研究開発課題】

高等学校に在籍する障がいのある生徒の自立と社会参加を図るため、特別支援学校や発達障害者支援センター等と連携して、**自立活動を取り入れた特別の教育課程の編成及び一斉授業の改善工夫**に関する研究開発

【研究の概要】

- ・「人間関係の形成」及び「コミュニケーション」に関する指導を中心とした**自立活動を週2コマ（年間70単位時間）設定**し、特別支援学校の教員が指導を行う。
- ・一斉授業において、理解しやすい授業づくり、障がいのある生徒への個別の配慮等に取り組む。

障害のある高校生に「通級指導」導入を検討

(27年11月17日)

対人関係をうまく築けないといった障害がある子どもたちのため、通常の学級で学びながら一部は別の教室で授業を受ける「通級指導」を高校にも導入しようと、文部科学省は17日から専門家の会議を設けて検討を始めました。

「通級指導」は、読み書きが苦手だったり対人関係をうまく築けなかったりする障害のある子どもが、ふだんは通常の学級に在籍し、障害の状態に応じて一部の授業を別の教室で受けるもので、小中学校では平成5年度から導入されています。

17日の会議では文部科学省の担当者が、通級指導を受けている小中学生は昨年度8万3000人余りに上り10年でおおよそ2倍に増えたことを説明し、高校でも通級指導が必要だとして導入に向けた議論を求めました。そして、国の研究指定を受けて通級指導を始めている静岡県と島根県の2つの高校の事例が紹介され、授業の体制などについて意見を交わしました。

会議の主査を務める十文字学園女子大学の岩井雄一教授は、「障害のある生徒一人一人に応じた指導ができるよう考えていきたい」と話していました。

会議では今後、教育課程の見直しや教員の配置の在り方などを検討し、今年度中に基本方針をまとめることにしています。

「通級指導」制度 高校にも導入の方針

(27年12月22日 12時52分)

障害などのために読み書きや対人関係が困難な小中学生を対象に、一部の授業をふだんとは別の教室で行う「通級指導」と呼ばれる支援の制度について、文部科学省は**平成30年度をめぐりに高校にも導入**する方針を固めました。

「通級指導」は小中学校では平成5年度から導入され、読み書きでつまづいたり対人関係が苦手だったりする子どもたちに、障害の状態に応じてふだんとは別の教室で一部の授業を受ける機会を設けていますが、高校では導入されておらず、就職や進学などを控え自立に向けた支援をどうするのか課題になっています。

これについて検討してきた文部科学省の有識者会議は22日の会合で、「**どの高校でも障害に応じて必要な支援を行うべきだ**」として、**高校の教育課程でも「通級指導」を導入する方針を決めました**。導入にあたって有識者会議は、専門性のある教員が対象の生徒がいる学校を巡回して指導を行うことや、**中学校の段階で個別の支援計画の作成を進め、高校に入学が決まり次第、引き継ぎができる体制をつくるよう求めています**。

会合では、委員から「**今後は特別支援学級の導入を含め、高校の特別支援教育全体の在り方を検討していくべきだ**」という意見も出されました。文部科学省は、平成30年度をめぐりに高校にも「通級指導」を導入したい考えで、有識者会議が今年度中に具体的な内容をまとめることにしています。